

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省28-6-1)

施策名	6-1 産業保安			担当部局名	商務流通保安グループ 保安課 高圧ガス保安室 ガス安全室 電力安全課 鉱山・火薬類監理官付			政策評価実施予定時期	平成29年8月	
施策の概要	高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス、電気、鉱山保安、火薬類等の産業保安に係る規制に関し、新たな知見や技術動向等に対応した見直し・制度改正を随時行い、科学的・合理的かつ実効性のあるものとしていくとともに、その着実な執行を行う。						政策体系上の位置付け	6 保安・安全		
達成すべき目標	高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス、電気、鉱山保安、火薬類等の産業保安の確保を図り、事故の発生・拡大を防止する。				目標設定の考え方・根拠		高圧ガス保安法、ガス安全高度化計画、電気事業法、第12次鉱業労働災害防止計画、火薬類取締法			
施策の予算額(執行額) (百万円)	26年度		27年度		28年度		施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-		
	5,599 (3,575)		3,858 (3,095)		3,317					

【測定指標】

測定指標	基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			前年比減	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		
					前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減		
1 高圧ガスに関する人的被害を伴う事故件数 ()内が死傷者数 (年ベース)	-	-	前年比減	-	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	高圧ガス保安法第一条において、「高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保すること」という法目的が示されているため、人的被害を伴う事故件数を測定指標に選定。
2 都市ガスに関する人的被害を伴う事故件数 ()内が死傷者数 (年ベース)	42.6件	22年	20件	32年	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	20	前年比減	ガスの保安に係る代表的な指標を設定。 具体的には、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会ガス安全小委員会においてガス安全高度化計画を2011年5月に策定し、その中で2020年の人身事故件数を全体で20件未満とすることとしている。	
3 LPガスに関する人的被害を伴う事故件数 ()内が死傷者数 (年ベース)	64件	22年	25人未満	32年	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	32	前年比減	ガスの保安に係る代表的な指標を設定。 具体的には、ガス安全高度化計画に準じて、2020年までにLPガスによる人身事故の半減を目指すことにしたものの。	
4 電気事業法に基づき報告された電気工作物の欠損等による死傷・物損の件数	-	-	前年度比減	-	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	電気の保安に係る代表的な指標を設定。
5 休廃止鉱山における坑廃水処理後の水質の排出基準等の遵守状況	-	-	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
6 鉱山における度数率 (=延べ罹災者数/延べ実労働時間数)	-	-	0.85	25~29年度平均	0.81	0.84	0.82	0.80						第12次鉱業労働災害防止計画(平成25年経済産業省告示第68号)における目標値。また、鉱山からの坑廃水により、重金属が公共用水域に流れ出すことによる被害を生じさせないよう坑廃水処理を着実に実施する必要があるため、坑廃水の排出基準の遵守状況を100%と設定。
7 鉱山における強度率 (=延べ労働損失日数/延べ実労働時間数)	-	-	0.35	25~29年度平均	0.30	0.18	0.16	0.15						
8 火薬類に関する人的被害を伴う事故件数 ()内が死傷者数	-	-	前年度比減	-	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	火薬類取締法第一条において、「火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保すること」という法目的が示されているため、人的被害を伴う事故件数を測定指標に選定。

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成28年 行政事業 レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度					
1 休廃止鉱山鉱害防止等工 事費補助事業	2,723 (2108)	1,959 (1853)	2,236	昭和46年 度	5	産業保安施策の測定指標は、本事業の成果目標と同一。	-	0456
2 賠償償還及払戻金(石炭 じん肺訴訟に係る賠償金)	994 (592)	778 (723)	666	平成16年 度	-	過去の産業保安行政の不作為に対し、国賠法に基づき賠償金を支払うもの。	-	0457
3 高圧ガス設備の耐震補強 支援事業	1,392 (437)	922 (351)	216	平成25年 度	1	今後、より大きな地震が発生する可能性が指摘されている中で、最新の耐震基準の耐震性を有しない保安上重要度の高い既設高圧ガス設備の耐震補強を支援することにより、高圧ガス設備の耐震性の強化を図り、高圧ガスに関する人的被害を伴う事故を未然に防ぐ。	-	0458
4 高圧ガス等技術基準策定 研究開発等	109 (96)	109 (100)	115	平成21年 度	1	調査研究を通じて得られたデータを元に合理的な技術基準を策定することは、産業保安のスマート化を実現し、関係産業における安全性が向上するため、事故・災害の防止につながる。	-	0459
5 石油ガス供給事業安全管 理技術開発等委託費	350 (327)	275 (257)	330	昭和60年 度	1,6,8	ガス保安に関しては、技術基準の作成、指導及び周知等を通じた事故件数の減少及び事故規模の低減によって、安定的な供給を確保する。	4-1 資源・燃 料	0187
6 石油精製業保安対策委託 費	231 (205)	245 (232)	190	昭和61年 度	2,3	産業保安関係法令の技術基準等の制定・改正や制度設計を行うことで石油精製プラント等の安全が担保され事故の減少につながり、ひいては石油等の資源の安定的な供給の確保へとつながっていく。	4-1 資源・燃 料	0189
7 高圧エネルギーガス設備 の耐震補強支援事業	1,423 (340)	922 (538)	280	平成25年 度	1	今後、より大きな地震が発生する可能性が指摘されている中で、最新の耐震基準の耐震性を有しない保安上重要度の高い既設高圧ガス設備の耐震補強を支援することにより、高圧エネルギーガス設備の耐震性の強化を図り、高圧ガスに関する人的被害を伴う事故を未然に防ぐことで、災害時における石油等の安定的な供給の確保に貢献する。	4-1 資源・燃 料	0192
8 発電所環境審査調査委託 費	105 (88)	104 (91)	90	平成15年 度	-	風力発電所等の設置の際の環境影響評価の信頼性向上等は、発電所建設の際の地域住民の不安解消に資するものであり、再生可能エネルギーの普及促進に繋がると考える。	4-2 新エネル ギー・省エネ ルギー	0305
9 省エネルギー機器に係る 特定製品安全性調査事業	30 (28)	30 (22)	28	平成25年 度	-	市場で流通している省エネルギー機器を買い上げ技術基準等に違反しているかを試験し、事業者への立ち入り検査を実施の上、適切な違反対応を行う。さらに、収集した事故情報や違反事例、昨今の技術革新等を踏まえて、事故の未然防止のために必要な場合には、技術基準の改正や整合規格化等を実施する。以上の取組を踏まえ、省エネルギー機器の安全性や消費者の省エネルギー機器への信頼性を醸成することで、省エネルギー機器の普及を図り、さらなる省エネルギーを進展させる。	4-2 新エネル ギー・省エネ ルギー	0310
10 経年埋設内管対策促進事 業	-	-	390	平成28年 度	2	経年埋設内管のリスク状況に関する調査分析を行い、腐食等を原因とするガス漏れの可能性が高い経年埋設内管を保有する需要家への勧告及び公表を行う判断材料となる基礎データを収集することにより、安定的なガス供給を確保する。	4-1 資源・燃 料	新28-0014

11	新エネルギー等の保安規制高度化事業	-	-	390	平成28年度	-	高圧ガス法等にかかる技術基準の見直しや新たな技術基準の策定をして新エネルギー技術の運用における保安を確保することで、新エネルギー技術の安全な普及を促していく。	4-2 新エネルギー・省エネルギー	新28-0030
12	高圧ガス保安法の適切な運用	-	-	-	昭和26年度	1	高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売等を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保する。	-	-
13	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適切な運用	-	-	-	昭和42年度	3	一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進する。	-	-
14	ガス事業法の適切な運用	-	-	-	昭和29年度	2.3	ガス工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図る。	-	-
15	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律の適切な運用	-	-	-	昭和54年度	2.3	ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律と相まって、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止するため、これらの工事の事業者を行う者の工事の監督に関する義務等を定めている。	-	-
16	電気事業法の適切運用	-	-	-	昭和39年度	4	電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図る。	-	-
17	電気工事の業務の適正化に関する法律の適切な運用	-	-	-	昭和46年度	4	電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もって電気工事の欠陥による災害の発生防止に寄与する。	-	-
18	電気工事士法の適切な運用	-	-	-	昭和35年度	4	電気工事業を営む者の登録等及びその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、もって一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保に資する。	-	-
19	金属鉱業等鉱害防止準備金制度	-	-	-	昭和49年度	5	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、産業保安監督部長が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の鉱害防止積立金の積立額として通知した額について、鉱山の採掘権者又は租鉱権者が積立てを行った場合には、その積立額を限度に準備金積立額の損金算入ができる。	-	-
20	特定の基金に対する負担金の損金算入に関する租税特例措置	-	-	-	平成4年度	5	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定に基づき産業保安監督部長が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の鉱害防止事業基金に拠出する額として通知した額について、事業者が拠出した場合に、その拠出額を損金算入の特例として認める制度。	-	-
21	鉱害防止資金融資(使用済特定施設鉱害防止工事及び坑廃水処理事業分)	-	-	-	昭和48年度	5	金属鉱業等の鉱山において使用を終了した坑道、捨石又は鉱さいの集積場(特定施設)に係る鉱害防止工事並びに当該特定施設に係る坑廃水処理事業に必要な資金の貸付。	-	-

22	鉱害防止資金融資(鉱害防止事業基金拠出分)	-	-	-	平成5年度	5	鉱山保安法上の鉱害防止義務を有する探掘権者又は租鉱権者が金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定により、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構に設けられた鉱害防止事業基金に拠出するために必要な資金の貸付。	-	-
23	鉱害負担金資金融資	-	-	-	昭和50年度	5	金属鉱業等の鉱山の事業活動に伴い発生する特定有害物質(カドミウム、銅、ひ素)により被害が生じている農用地又は農業用施設について、国又は地方公共団体が実施する鉱害防止事業(公害防止事業費事業者負担法第2条第2項第3号に規定するものに限る。)に要する費用として定められた事業者負担金を負担するために必要な資金の貸付。	-	-
24	金属鉱業等鉱害対策特別措置法の適切な運用	-	-	-	昭和48年度	5	金属鉱業等の鉱山で使用される特定施設(坑道・集積場)の使用終了後の鉱害を防止するための事業の確実かつ持続的な実施を図るため、使用中の特定施設について鉱害防止積立金制度を設けるとともに、使用済特定施設について鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関制度を設けて鉱害防止事業を計画的に実施させるため必要な措置を講ずることにより、鉱山保安法と相まって、金属鉱業等による鉱害を防止し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	-	-
25	鉱山保安法の適切な運用	-	-	-	昭和24年度	5	鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図る。	-	-
26	火薬類取締法の適切な運用	-	-	-	昭和25年度	8	火薬、爆薬、火工品などの火薬類について、製造、販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄などの取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を図る。	-	-